

6. (Gno.9) 英米の近時の刑事立法の研究

代表：中野目 善則

1985/10/25 (承認) 1986 年度 (開始)

【研究の目的】

米国 Comprehensive Crime Control Act of 1984.

英国 Police and Criminal Evidence Act & Crown Prosecution Act.

上の二つの法律を始めとして、英米では近時刑事立法が整備されている。各法律の内容を正確に可能な限り早い時期に、従来の法状況をふまえながら、紹介、解説することが本研究の目的である。

【研究活動及び成果】

総括

今年度は特に研究会の開催はなかったが、米国法制、ヨーロッパ法制等を含む海外法制に関する研究成果の報告を来年度早々に刊行予定である。